

議案第 84 号

墨田区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年墨田区条例第 26 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の墨田区女性福祉資金貸付条例（以下「廃止前条例」という。）の規定により貸付けの申請をした者に係る資金の貸付け、貸付金の償還及び延滞利子については、廃止前条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

- 3 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 1 の 3 の項を削る。

別表第 2 区長の部 1 の 5 の項を削る。

（提案理由）

女性福祉資金の新規貸付実績が減少していること、代替事業が充実していること等を踏まえ、墨田区女性福祉資金の貸付けを廃止する必要がある。